

令和2年度総会 会議録

令和2年7月10日（金）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- ・議案第1号 令和元年度橋本市農業委員会事業報告について
- ・議案第2号 令和2年度橋本市農業委員会事業計画（案）について
- ・議案第3号 別段面積（下限面積）の見直しについて
- ・議案第4号 別段面積（下限面積）の設定について

4. 決 議

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」（案）について

5. その他

6. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。本日は令和2年度橋本市農業委員会総会に早朝よりご参集いただき、まことにありがとうございます。

只今の出席委員は委員11名中11名全員の出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会会議規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しております。本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、令和2年度橋本市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、土井会長がご挨拶申し上げます。会長、よろしくをお願いいたします。

・土井会長

おはようございます。令和2年度の農業委員会総会ということで、雨の中、委員各位にはご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、平木市長さんにとりましては、業務ご多忙の中ご臨席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

令和2年度がスタートするかしないかのこの時期に、新型コロナウイルス感染症の拡大が見られまして、世の中、コロナ禍に陥りまして、社会、経済が大きくマイナスの方向に揺れております中、また、終息の先が不透明なこの時に、九州7県、岐阜、長野県等々に梅雨前線の豪雨によりまして被災された方々に、まず、お見舞いを申し上げるとともに、復興においてしっかり頑張ってもらいたいとお祈りを申し上げる者の1人でございます。

さて、私ども農業委員、推進委員の皆さんはともにあと任期1年を残すところでございます。この間、委員の皆様には農地法を中心とした中で活動し、農業振興とともに農地の適正化について尽力をいただきました。大変ご苦労さんでございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

農地利用状況調査やアンケート調査を通じましても、農地の遊休化、放棄地の拡大が見られまして、その要因は多岐にわたって、農地を守っていく立場の我々といましては、その難しさを痛感しているところでございます。

先日の報道によりますと、本県の新規就農者が前年より20名

ほど減ったというような報告がございまして、県としては何としても増加をさせていかんなので、これに対して支援策等々を考えていくというふうなことでございました。

このような中で、農業の振興の地域の設計図ということで、人・農地プランが本格的にスタートしたわけでございます。農業委員会としてはこれに全面的に協力していくということも示され、今後の重要な業務として位置付けされたところでございます。

市の方ではいろいろと農業施策が打ち出されておりました、これに私どもが協力するということが農地利用の最適化の推進に係ることにつながると思っていますので、一生懸命にやっていきたいと思っております。市当局と一体となって進んでいくことを申し上げます、ご挨拶といたします。本日はご苦労さんでございます。

・事務局

ありがとうございました。

続きまして、公務ご多忙の中ご臨席を賜っておりますご来賓にご挨拶を賜りたいと存じます。

橋本市長、平木哲朗様、よろしく願いいたします。

・平木市長

改めまして、おはようございます。令和2年度橋本市農業委員会総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は一般行政並びに農業行政に農業委員会の皆様には大変お世話になっておりますことを、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

橋本市の今後の農業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがあります。高齢化、あるいは、相続放棄による農地が所有者不明であると、これは農業に限ったことではないんですけども、一般のそういう建物の家屋についても、実は橋本市、同じような状況にもありまして、非常にこれから大きな弊害になってくるのではないかなというふうにも思っています。

これから私たちにとっても、耕作放棄地あるいは休耕田といったものを完璧になくすというのは難しいかなというふうには思っておりますし、ただ、優良農地を今後ともいかに守っていくかということが非常に大事な問題だと思っております。

市の方でも、高野山麓精進野菜というふうなブランド作りを始めまして、今月、金剛峯寺の方に奉納に行きますけども、

こういう野菜をやっぱりもっと単価を上げて、農家の所得を上げていくというふうな取組、当然、販路開拓もしていく。やはり、JAさんを通すところもあれば、逆に、専門店、百貨店の方へ今後、販売をしていくというふうな、販路を開拓していくというふうなことも大事な取組かなというふうにも思っています。

そのためにも、今、土作りのところも力を入れておりまして、国の補助金をもらったり市の単独補助金を付けたりしながら、今、挑戦をしているところです。

また、白ゴマについても高野精進野菜の中へ入れましたので、今後、今、高野山の角濱さんと契約を結んで、極というゴマ豆腐を作っていたいただいて販売をしていただいていますけども、ただ、ちょっとコロナのやはり関係で、高野山の観光客が今、この間、高野町長に聞きましたら、まだ6割位しか観光客自身は戻ってきていない、宿坊についてはほとんど戻ってきていないというふうな状況なんですけども、ただ、やはり、日本の白ゴマというのは海外からの流通がほとんどなので、やはり橋本で作って、そういう白ゴマを使ったゴマ豆腐というのをやはりもっともっと広げていくチャンスは十分あるのかなというふうに思いますし、本物志向というところも出てきていますので、そういうものも新たな挑戦というのでも始めていこうとしています。

これから、今考えているのが、やはり農業振興条例というふうな形で農家の人を支援、特に、これから専業としてやっていただく若い就農家であったり、今、専業でやっていて、さらに大きいものを目指す人たちへの支援というところもこれから考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

償却資産で大変皆さんにご迷惑をおかけしましたけども、本当にこれから農業等でご飯を食べられる人たちをいかに増やしていくか、それによって耕作放棄地が減りますし、有害鳥獣被害も減らしていける、要は、緩衝帯をいかに作っていけるかというところだと思います。それに対しての、私たち、なかなか有害鳥獣は県の方でも前年並みはずっと続いていますけども、ここを何とかしていくという必要もあるのかなというふうにも思っています。

これから農地を守っていくためにも、ぜひ農業委員会の皆様のご協力もいただきながら、市としても農家所得を上げるためにはどうする取組をしていくのかというのを、条例化することにもっと明確化をして取り組んでまいりたいと思っています。

ただ、新型コロナウイルスは、昨日、東京でも220人を超え

るという感染がありましたし、私も来週2日間東京なので、大丈夫かなと思いながら行きますけども、これから本当に農業を再度、橋本市の農業を守っていきながら育てていくという挑戦をしてみたいと思いますので、ぜひ皆様のご協力を改めてお願いをしたいと思います。

結びに、農業委員会のますますの発展と、残り任期、精一杯頑張ってくださいことをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日の総会、まことにありがとうございます。

・事務局

ありがとうございました。

ご臨席を賜りました平木市長におかれましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承を賜りたいと存じます。平木市長、ありがとうございました。

それでは、会議用の席に配置替えを行いますので、少しお待ちください。

お待たせいたしました。それでは、議事に移ります。

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。土井会長、お願いいたします。

・議長

それでは、議事を始めます。

只今から、事務局から説明がありました会議規則によりまして、本総会の議事の運営については私の方で進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひします。

議案の審議に先立ち、私の方から議事録署名人の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項の規定する議事録の署名人は、議席番号2番木下善久委員、議席番号3番大西正明委員の2名を指名いたします。また、書記には事務職職員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 令和元年度橋本市農業委員会事業報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

・事務局

議案第1号 令和元年度橋本市農業委員会事業報告について。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 令和元年度橋本市農業委員会事業報告についてです。

まず、橋本市農業委員会は委員定数11名で、うち利害関係のない中立委員が1名おられます。農地利用最適化推進委員が14名選任され、合計25名で構成されており、役員として、会長1名、会長職務代理1名、計2名でございます。

橋本市農業委員会では、農地法に基づく権利移動等の許可等に加え、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進の推進が必要と考え、農業委員会等に関する法律に基づき以下の事業を実施いたしました。

1、農地の確保と有効利用について。

令和元年度総会を昨年7月に開催し、月例の定例総会を毎月1回、年12回開催しました。68議案、7件の報告がございました。

議案書の3ページをお開きください。

農地法第2条の規定による農地でない旨の証明、いわゆる非農地証明は8件、3,195㎡でした。平成30年度比較では、6件、2,680㎡の減少でした。

農地法第3条第1項の許可申請は、農地売買等の権利移動・設定に関するもので、31件、40,633㎡でした。平成30年度比較では、48件、4,057㎡の減少でした。

農地法第4条第1項の許可申請は、いわゆる自己転用で、住宅や太陽光発電設備等の目的で13件、8,820㎡でした。平成30年度比較では、5件、4,933㎡の増加でした。

農地法第5条第1項の許可申請は、所有権や使用貸借権等の権利移動を伴う転用で、4条と同じく住宅や太陽光発電設備等の目的で、79件、20万4,063㎡でした。平成30年度比較では、50件、11万8,104㎡の増加でした。

農地法第18条第6項通知は、農地の賃貸借に係る合意解約で、13件、24,267㎡でした。平成30年度比較では、8件の減少で、面積では382㎡の増加でした。

相続税等の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている証明は、農地の相続税・贈与税の納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な書類で、納税猶予の対象農地が適切に管理されている場合に限り証明書を発行しており、4件、15,855

m²でした。平成30年度比較では、2件の減少で、面積では3,070m²の増加でした。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、租税特別措置法による相続税・贈与税の猶予を受けようとする際に必要となっており、1件、6,341m²ありました。平成30年度比較ですが、相続税の納税猶予に関する適格者証明及び農地売買適格者証明の申請はございませんでした。

議案書1ページにお戻りください。

2、農地等の利用の最適化について。

管内農地、約1,886ha、約29,000筆を対象に、8月から10月にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心に農地利用状況調査を実施し、約41ha、350筆の農地所有者に利用意向調査を実施いたしました。

また、農地銀行活動を通じて、農地の貸し借りを希望する農家及び農地の調査を実施し、農業経営基盤強化促進事業の農地利用集積計画による利用権設定を行い、農地の流動化を図りました。

議案書4ページをご覧ください。

ページ上段の表につきましては、基盤法の利用権設定等促進事業で農地利用集積計画を決定した内訳で、平成30年度比較で件数、面積ともに減少しておりますが、和歌山県農地中間管理機構への集積では、24件、43,263m²増加しております。

なお、令和元年度末総数及び平成30年度末の実績をお示ししておりますので、それぞれでご確認をお願いいたします。

議案書1ページにお戻りください。

3、農業の担い手の育成・確保について。

令和元年度農業委員会だよりを秋季、春季で発行し、紀北川上農業協同組合を通じて、各8,000部、計16,000部を農家世帯に配布いたしました。

また、令和2年3月には、「これからの農業行政について－新たな食料・農業・農村基本計画の考え方をふまえて－」をテーマとした講義を、農業経済学や農地制度・農地政策の専門家であります大西敏夫大阪商業大学特任教授にお願いし、農業委員会研修を開催いたしました。

4、「第14回まっせ・はしもと～柿まつり～」への出展について。

令和元年11月4日に和歌山県立橋本体育館で開催されました「第14回まっせ・はしもと～柿まつり～」へ出展を行いました。

米や果樹の品種紹介や展示には、今回から和歌山県農林大学校の協力を得ることができ、今まで以上に多種多様な果樹の提供がされました。

また、恋野米のすくい取りのほか、来場者へ農産物についてのアンケートを実施し、回答者に地元農産物の配布を行いました。

アンケート結果からは、来場者の約60%が市外からであり、そのうちの約半数、50%が大阪府内からの来場でした。

また、農産物の購入の際には、安心、安全性への関心から、国内産、和歌山県産を重視しているとの回答が多くありましたが、地元農産物の消費拡大に必要な対策として、積極的な県産農産物の周知や安全性についてのPRが求められました。

同日、農業者年金の加入促進活動として、伊都振興局、和歌山県農業会議及び紀北川上農業協同組合の協力を得て、農事相談会の開催やPR活動を行いました。

以上が令和元年度事業活動報告です。ご審議、よろしくお願いいたします。

・ 議 長

議案第1号説明が終わりました。

只今の説明に対し、ご意見、ご質問はございませんか。

.....

・ 議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、議案第2号 令和2年度橋本市農業委員会事業計画(案)について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第2号 令和2年度橋本市農業委員会事業計画

(案)について、ご説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

現在の橋本市は、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などにより、これまでの農業形態では農地を維持していくことが大変困難になっていることから、農地法に基づく権利移動等の許可等に加え、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進の推進が継続的に必要と考えられることから、令和2年度橋本市農業委員会事業計画について、次のとおりご提案をいたします。

1、農地の確保と有効利用に取り組みます。農地行政を担う組織として、効率的な農地利用について、農業者を代表して公正に審査を行います。

2、農地等の利用の最適化に取り組みます。農業生産力の増進を支援する組織として、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に寄与するため、人・農地プランの実質化への検討に向けて、地図情報や農地情報を関係機関と共有するとともに、地域の話合いへ、中心的な役割として農業委員、農地利用最適化推進委員は積極的に参画します。

3、農業の担い手の育成・確保に取り組みます。農業経営の合理化を支援する組織として、農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動を通じて地域農業の発展に寄与するため、経営規模拡大等の意欲・能力のある農業経営体に対し、農地の集積、有効利用に向けた取組及び新規就農者を支援します。

4、地域の課題解決に取り組みます。農業・農村の声を代表する組織として、農業者、集落または農業団体の声を行政、政策に反映させるため、農地利用最適化の推進に関する意見書を提出します。

5、販路拡大事業等へ積極的に参加します。橋本市の特産品である柿を中心に本市農業の振興を図り、広く市外・県外に本市の魅力を知り・体感してもらうことを目的とした販路拡大事業等へ積極的に参加し、本市農産物のPR及び販路・消費の拡大を図ります。

以上で、令和2年度事業計画の説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

議案第2号の説明が終わりました。
只今の説明に対し、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

・ 委員

今の事業計画について意見というわけじゃないんですが、この頃、放置園が増えてきて、特に柿なんですけど、隣接地の園主が大変困っているという現状があるんです。もう作らないというのであれば、もう園地全部を伐採というのは無理にしても、境界線から10m位は園主が責任持って切れというようなことも言うべきではないかと思うんですが。

そしてまた、ちょっと例を言いますと、河南道を走って行きましたら、セイタカアワダチソウが相当生えている田んぼもあるんです。やっぱり、せめて年2回は草刈りするように指示を出すようなことをするべきではないかと思うんですが、いかがですか。

・ 議長

事務局さん、どうですか。

・ 事務局

放棄地、放置園につきましては、苦情、要望が市に、農業委員会にも日常的に届いております。その都度、文書を出して注意を促しておるわけですが、農地法上、明確に規定されたものはありませんので、あくまでも農地所有者にお願いという形で、これからもせざるを得ないのかなという感想を持っております。

あと、草等、雑草も含めてですが、草刈り等も同じように日常のお願いの文書を出しておるんですけども、そちらもそうせざるを、そのまま継続せざるを得ない状況なのかなと思っております。以上です。

・ 議長

要するに、法的な根拠というのか、それはなかなかありぬくいので、あくまでも行政的な、行政指導というのか、そういう域からはもう出ることができへんと、こういうようなことかな。やり方としては。

・ 事務局

そうですね。法には強制力がないので、お願いという形で。

・議 長

お願いしかでけへんということなのかな。
どうぞ。

・岡本委員

放棄してからそういうところへだけお願いするんやなしに、ある程度、こういう方向で委員会で話が出たので、放棄せざるを得んなる場合は、そういうことを頭に入れてやってくださいというようなことも事前に通知する必要はないんですか。

・議 長

注意喚起するというのか。

・岡本委員

はい。

・議 長

そういうのは農業委員会としてはできるんかな。

・事務局

注意の喚起まででしたら問題なく行えます。

・議 長

そこまでは問題ないか。

・事務局

はい。方法についてはちょっとこれから、宿題として頂戴してさせていただきます。

・議 長

どうぞ。

・事務局

余計なことかもしれませんが、法的な内容については、今、事務局が言ったとおりなんですけど、自分も事務局なんですけど、

先ほど冒頭の市長の挨拶でも農業振興条例の話もありましたし、全国的な話として放置園の話というのはやっぱり大きな問題になっていますので、今の状況、たちまちそうしたらそれを指導するような状況にできるかどうかといたら、ちょっと勉強の必要がもうちょっと要ると思いますので、少しこちらで預からせていただいて、また次回の農業委員会でも、こういう状況になつるといふ話はさせてもらえるかなど。1回そういうことで預からせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

・ 議 長
はい。

・ 岡本委員
それともう1つ、橋本市の中に橋本市の人が作つとる所はええんですけども、ほかの地域が、かつらぎ町の人なんかも随分おるわけですね。そういうとことのやっぱり何があるのか、その辺もやっぱり、ある程度、今ちょっとやめてるけども1年か2年後には定年になってやるので、借手もおらんので辛抱してくれとか、そういう情報でも分かればまだええんですが、全く分からないので、これやるのかな、やれへんのかなというようなことになつとるわけですけど、それらはどないしたらええんですか。やっぱりその持ち主に問いに行くべきなんですか。

・ 議 長
結局その地権者に、集積事業等々であれしてるんやったら、その人に結局お尋ねせなしゃあないというんか、それは。

・ 事務局
ただ、規制の話もあるんですが、いつも説明をさせていただいたんですが、突き詰めていくところで、憲法上の財産権という話も必ず出てくるんです。ですので、周知の方法ですとか調査の方法ですとか、そういったものをすべて含めた上で、ちょっと預からせていただきたいです。今この場でこうしますというご説明はなかなかできないので、お願いします。

・ 議 長
どの辺まで注意喚起できるかどうかと、一遍、事務局で、法的

なあれも見ながら、あくまでもこれは行政指導というのかそんな形、指導しかでけへん。注意、勧告、いろいろレベルあるけども、どういうレベルでできるかどうか、一遍ちょっと勉強しといてほしい。それでええですか。

・岡本委員

はい。

・議長

ほかにありませんか。

どうぞ。

・松岡推進委員

私、吉原の土地改良区の関係で話させてもらうんですけども、国の補助金を得て農地造成していただいたんですけども、27年、28年で完成したんですけども、いまだに耕作をしてくれない人がおります。

ほれで、この間も草刈りの時に、地目変更は20年できない、形状変更は50年できないという話を農業委員会の会議の中で聞かせていただいて、こういうことですので是が非でも耕作をしていただきたいという話をしたんですけども、もう何ぼ言ってもしてくれないということで、こういう人に対して文書でちょっときつご指導を願いたいと思うんですけども、どうですか。

・議長

要するに、土地改良区の中の問題やけども、その中で結局もうお手上げやと、そういう人やしな。そういうよその区の団体のやつについて、結局、大きく捉まえたら、農地大事にせえよという話になってくると思うので、そういうところの指導というのは、農業委員会ではそこまで行けるんかな。

・事務局

圃場整備の運営とかの話になりますと、土地改良法の話が付いてくると思います。あと、今、20年、50年の話をされたんですが、そこらも含めてもう一度精査させていただきたいと思います。何が一番いい方法があるか。

- ・ 議 長
　　そうやな。農業委員会として、どこまでそういうところに入っ
　　ていけるか。
- ・ 事務局
　　そうですね。
- ・ 議 長
　　その辺が。あんまり先走って行ったら、とんでもないこと言わ
　　れるので。
- ・ 松岡推進委員
　　それともう1つ、これは農業委員会とは関係ないと言われれば
　　と思うんですけども、うちらは土地改良区の中で、道ののりを草
　　刈りしているわけなんですけども、ほしたら、年々来る人が減っ
　　ていくんです。まあ言うたら、小作に回して。ほしたら、今現在、
　　今まで作っとる人が、小作、代替してくれると。ほしたら、出て
　　くる人がもう毎年何人か、2人、3人減っていくと。
　　道ののりですので、奉仕というのかそういうような形なんです
　　けども、道ののりを、年間、生コンでももろて、水路の上とか道
　　ののりの片方をコンクリをしていって、草刈りの分を減らそうと
　　いう考えのもとに、今年も材料支給していただいて、工事は行政
　　に頼んだわけなんですけども、農業委員会からのり整備にそうい
　　う支給なりをバックアップしていただきたいというのを切に思う
　　わけなんですけども。
　　課が違うぞと、道は違うぞと言われりゃそれまでなんですけど
　　も、これだって農業している中で維持管理、ずんずん年寄りにな
　　っていくと、放棄地も増えていくという中で、こういう動きの中
　　で、農業委員会かって市の中で内輪の中で話し合っって協力してい
　　くというような動きをしていただきたいと思いますと思うわけなんですけど
　　も、どないですか。
- ・ 議 長
　　どうかな。
- ・ 農林振興課
　　農林振興課として回答させていただきます。

今、松岡委員の言われたというのは、まずは環境整備、農業をするための環境整備が行き届いていないので、もう少し行き届くにあたって農業委員会からプッシュしてくれへんかということやと思うんですけど、農業委員会からプッシュできるかどうかはちょっと置いておいて、提言は市にできるような委員会なので、提言はできるようになっているんですけど、それは皆さんが合意の上で提言をしていかなあかんということになるんですけど、受ける側の市からすれば、例えば、確かに原材料支給というような制度は農林振興課にはあります。

これ市単独でやっていることなんですけど、例えば、人夫賃に対してとか活動に対してということであれば、多面的機能支払交付金という交付金制度だとか、現在少し、全域ではそれは使われていないと思うんですけど、一部の地域では中山間の直接支払交付金の地域になっておると思うんですけど、そういう交付金を活用いただいて、共同活動やとか、あと、共同で道を直していく、水路を直していくということにご活用いただいたらいいと思いますので、中山間交付金と多面的機能支払交付金というのは、場合によっては併せて使えますので、土地改良区さんとしてそういうことも検討いただいたらええかなというふうに考えています。

ただ、それに関しましては、比較的事務量はかかってきますので、その辺の役員さんを決めていただいて申請いただく、こういうような話になるかと思しますので、その辺また、よかったですら農林振興課にでもおいでいただいて、ご相談ください。

・議 長

大きな問題ですので農業委員会だけやなしに、こんな事業については農林水産省の場合は割くそに、今さっき言うた、多面的機能の共同作業へ来た時に補助金あるとか、そんな事業もあるので、一遍知恵を出して行政当局と話し合ってもろたら、ひょっとしたらええ方向があるんかも分らん。

わしところかって水利組合あるんやけども、水利を掃除する人がだんだんあれへん。高齢化になってきて難儀しているんです。それがもう実態ですよ。それで、多面的機能の補助金が今出てきて、あれを活用したらちっと補助金くれるのでってなことで、ようせんだら人雇うてでもせなしゃあないなというようなこと。

いろいろな知恵を出しながら、松岡さん、やったってください。ほかにありませんか。

どうぞ。

・岡本委員

関連して、ついでにお願いしておきたいんですけども、農振地の面積が何ぼというのが決まっと思うんですけど、今おっしゃられた交付金をもらえるのは。それもやっぱり農振地が若干狭まってきたときに該当せんようになってきたりしますので、その辺のもうちょっと基礎のとも出しましょうというようなのと、ついでに併せて考えていただきたいと思うんですけども。

・議 長

そこら辺も一遍いろいろ、検討というのか、これからの課題という形になると思うので、当局さんにはよろしくお願いしておきます。

それでは、ご意見、ご質問を打ち切ります。

議案第2号を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたします。承認されましたので、(案)の字を消してください。

続いて、議案第3号 別段面積(下限面積)の見直しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

・事務局

議案書の7ページをお開きください。

この議案は、令和2年4月から橋本市におきまして橋本市空家バンク制度が運用開始されたことに伴い、橋本市農業委員会といたしましても市の施策に協力すべく、農政委員会でご議論を重ねていただき、先般ご承認を得ましたので、空き家に付随した農地に限定した別段面積ということでご提案するものです。

第1条は目的で、橋本市空家バンクまたはわかやま空き家バンクに登録された空き家に付随した農地に対し、農地の取得に必要な下限面積を定めることを規定しています。

第2条で、空き家に付随した農地を取得する場合は、0.01a、

1㎡から取得できるというものです。ただし、第2条第2項にありますように、農業委員会が指定した農地に限るというものです。

見直しの根拠及び理由についてご説明いたします。

根拠としましては、農地法施行規則第17条において別段の面積の基準を定めており、現在、橋本市では地域ごとに20から50aの農地取得の下限面積を定めています。

今回の提案では、農地法施行規則第17条第2項を適用することにより、空き家に付随した農地については、0.01aから取得できる下限面積を設定するものです。

下限面積の変更を行う場合は、農業委員会の判断でできるということになっていますが、農地法施行規則の中で一定の基準が示されておりまして。

まず、1点目、遊休農地及び遊休農地化が見込まれる農地等が相当程度存在すること。

2点目、その区域内で農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと、いわゆる営農に支障が及ばないという観点から設定できるとなっています。

この条件を根拠として、今回、提案するものです。

提案理由についてご説明申し上げます。

現在、橋本市では、小区画・不整形等の条件不利地を中心に耕作放棄地等が増加しています。しかしながら、農業者は圃場整備済み等の耕作条件のよい優良農地を求める傾向があり、農地中間管理機構による農地集積を推進しておりますが、小区画・不整形等の条件不利地の流動化が思うように進んでおりません。

また、人口の減少、過疎化等による空き家も増加傾向にあり、特に、空き家に付随した農地の流動化が進んでおりません。

以上のことを鑑み、農地の権利取得要件を緩和することにより、農地を取得しやすい環境をつくることで、農地の流動化の促進が期待され、また、市外・県外からの移住促進、ひいては耕作放棄地等の解消にも寄与すると判断いたしました。

特に、空き家と小さな面積の農地ということであれば、今までは、よそから定住し農業をしたい、あるいは住みたいという方がいた場合に、空家バンクで住宅等を紹介してございましたが、下限面積の関係でどうしても農地の権利取得ができない状況にあり、持ち主としても空き家と農地をセットで購入してほしいという要望があったと多数聞いています。

そういった中、本市におきましても令和2年4月から橋本市空

家バンク制度の運用が開始されましたので、今回、空き家に付随した農地については0.01aという基準を設けることといたしました。

空き家に付随した農地は、農地の取得が困難なので、手を付けないとどんどん荒れていきます。こういったことの解消のためにも、この案が承認されれば、かなりの部分が解消されると考えております。

それ以外に、第3条(4)に条件として5年以上の耕作を付けております。これは投機目的を防ぐというのですが、5年以上の耕作についての法的根拠はありませんので、行政指導という形で行うこととなります。

今回、条件を緩和し、下げるという提案をいたしますが、担い手となる農業者等に農地を集積するという本来の目的は何ら変わっておりません。担い手となる農業者等への集積については従来通り推進していかねばならないと考えており、今回の提案により集積が阻害されるようではいけないと考えております。

下限面積要件を引き下げて農地の流動化を進めていこうという観点からこのように設定し、空き家に付随した農地に限定して下限面積を下げるという提案でございます。

この空き家に付随した農地の取り扱いにつきましては、農業委員会がその農地を指定することで適用できるということになりますので、何が何でも0.01aで取得できるということではございません。空き家と一緒に農地が新たな方に権利が移行し、適正な活用が行われるために下限面積を0.01aにしようとするものです。

今回、想定している例としましては、先ほどもご説明したとおり、橋本市空家バンク制度及びわかやま空き家バンクがありますので、そちらで登録された空き家に農地が付随している事案に対して、農業委員会に申請、相談をいただいた後に、定例総会に上程をし、適用する、しないの決定をいただくということを想定しております。

以上で、別段面積(下限面積)の見直しについての説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

・ 議 長

議案第3号の説明が終わりました。只今の説明に対し、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

ありませんか。

.....

・議 長

ないようですので、議案第3号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定します。承認されましたので、「空き家に付随する農地の下限面積指定要領」の(案)を消してください。

続いて、議案第4号 別段面積(下限面積)の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 別段面積(下限面積)の設定についてをご説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

この議案につきましては、只今、3号議案が承認されましたので、「空き家に付随する農地の下限面積指定要領」に基づき、下限面積を公告・告示を行うためのものです。

お示しのとおり、指定面積ですとか指定地域、それらを書いて公示・公告を行った上で効力を発揮するということになっております。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

・議 長

議案第4号の説明が終わりました。只今の説明に対し、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

どうぞ。

・松岡推進委員

たびたび質問して済みません。

農業委員会が別に定める要件を満たすものに限りとすることを

ちょっと説明いただきたいのと、今、空き家対策で20aまでということをございますので、前向きな判断だと思いうわけなんですけども、これは空き家の持ち主が、1筆ごととこない書いてあるんですけども、何筆になってでも構へんのかな。

・議 長

事務局、どうぞ。

・事務局

まず1点目の、別に定めるとありますが、これは定例会で議決をいただいて、認める、認めないということになりますので、認められたものについてここに持ってくるということになります。駄目ですよということになれば、ここに乗ることはございません。

あと、筆数の制限については特段設定はしてありませんが、あくまでも空き家に付随した農地ということを設定しておりますので、まあまあその近隣であれば、1筆、2筆、3筆あっても結構かなというふうに想定しております。

・松岡推進委員

いや、私は空き家対策というのは、家に付いたというのか、転出するとか放棄していく人というのは、まずは以前からおった人やったら2、3反位の畑は持っておると、そういう人の所有物の売買というのか、そういうものについては全部の面積を認めるべきというのが私の頭やったんですけども、まあまあ前向きにさせていただいたと思いうわけなんですけども、空き家対策をする中で、まず、昔の家庭というのは農業をしていて、ほいで、今はやりの、街の人が来るのに家庭庭園をしたいというような面積やったら、2反ほどとはと思いうわけなんですけども、それ以上の残ったやつをまた誰かにしてもらおうというのは非常に難しいので、全額をした方がええんじゃないんかなというような、今、決議された中で後から言うのは何ですけども、そういう考えを持っております。

それをすることによって、空き家の放棄地も皆解決していくんじゃないかなと考えるわけなんですけれども、それは賃貸借か使用貸借で解決して、今後、面積を買う人は増やしたらええと思いうわけなんですけれども、どうもここらの縛りがややこしいような感じがするわけなので質問させていただきました。

その地域その地域でというような縛りというのか、そういうの

は空き家の中で、橋本市の中でやったら、僕は特区をつくった方がええという位の考えを持っております。ほれで、こういう時代ですので、特に前向きに開放していったら、自然と空き家がのうなるのではないかなと思います。以上です。

・議 長
はい。

・事務局

今回の見直しにつきましては、松岡委員からおただしもあったんですが、いわゆる大きな農地というのは特段想定はしていないんです。そもそも農地法が僕らの軸になってきますので。ただ、空き家に付随したごくごく小さい農地を想定しております。

現在、橋本市では20から50aの、それぞれ地域ごとに下限面積を設定していますので、それがあつ以上、小さい面積については取得することがほぼ事実上、今はできない状態にありまして、空き家に付随した農地に限つてはもうその条件を緩和して、まずセットで購入、権利取得できるようにということで、今、提案させていただいておるものです。空き家対策というよりも、スタンスとしては耕作放棄地の解消、発生防止に軸足を置いております。以上です。

・議 長
ほかに。

.....

・議 長
ご意見、ご質問がないようですので、打ち切ります。
議案第4号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長
ご異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で、議案第1号から4号までの審議が終わりました。
続いて、決議に移ります。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」(案)について、事務局から説明をお願いします。

・事務局

それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」(案)についてご説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

本決議につきましては、一般社団法人全国農業会議所及び和歌山県農業会議より綱紀粛正の決議について取組依頼がありましたので、2月定例総会において、橋本市農業委員会としましては年度総会ごとに決議を行うことが承認されましたので、今回実施するものです。

読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底されなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年7月10日、橋本市農業委員会。

以上です。

・議長

只今、事務局より読み上げました決議（案）について、承認し、決議することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本決議（案）は原案のとおり承認・決議することに決定いたします。承認されましたので、（案）の字を消してください。

なお、本決議につきましては、引き続き年度総会ごとに決議することといたします。

以上で、本日付議された議案・決議はすべて終了いたしました。

皆様のご協力により、令和2年度総会がつつがなく終了しましたことを厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、令和2年度橋本市農業委員会総会を閉会いたします。ご審議、大変ありがとうございました。

事務局から報告、連絡等があればお願いします。

・事務局

この後、休憩を挟み、10時40分から7月定例総会を開催させていただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続きご出席をお願いいたします。以上でございます。

・議 長

事務局の報告のとおり、この後、休憩を挟み、10時40分から7月の定例総会を開催いたします。ご参集いただきますよう、よろしくお願いいたします。

終わります。ご苦勞さんでした。

（午前10時33分閉会）

橋本市農業委員会規則第18条により署名する。

令和2年7月10日

会 長 土井 清美 ⑩

2 番 木下 善久 ⑩

3 番 大西 正明 ⑩